

# 令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 3 1 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の廃案（廃止）を求める請願		
提 出 者	杉 浦 正 敏		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p> <p>さて、本市議会の大勢を占めている会派である安城創生会は、自由民主党所属議員、選挙公認された議員で多数を占めています。また、自民党愛知県連青年局の総務会長は元安城市議で現県議、筆頭の常任理事は大屋議長であり、さまざまな情報を見ても自民党系であることは明らかなことでしょう。</p> <p>自由民主党は、「チョット待て！！“自治基本条例” ～つくるべきかどうか、もう一度考えよう～」という政策パンフレットを作成し、この条例の根幹には、特定個人の異端思想が色濃く流れており、また、法律の範囲内で地方自治を認めている憲法の考え方とは、大きく異なっているため、そういった自治基本条例を認めていません。</p> <p>この自治基本条例は、一部の特殊な「市民」や特定のイデオロギーの持ち主に主導されているものの、住民には、議員にすら、このような背景が教えられることはほとんどなく、各自治体で策定されてきたこと、これから策定しようとしていることに警鐘を鳴らすため、当該 政策パンフレットが作成され、同時に、自由民主党は都道府県支部連合会 幹事長宛に平成26年6月18日付で、「自治基本条例について」、憲法および地方自治法の本旨を逸脱するものがあり、問題がある条例が制定されないよう適切に対応する旨の通達（別添）を発信しております。</p> <p>この当時は、現県議も大屋議長も、このほか多くの自民党系市議も、現職の市議であったため、当然、この通達の内容は熟知したうえで審議し決議されてきたと考えております。</p> <p>一方、昨年12月には、自民党系会派が与党系会派と併せて過半数を占める沖縄県石垣市の市議会では、当初、自治基本条例が廃止されると予想されたものの、わずか1票差で条例は生き延びることになりました。これは議員の皆様はご存じの通りです。その理由はわからないが、当市との差は、おもに次の点にあるのでしょうか。</p> <p>当市は、自民党系会派であれ、自治労を傘下に持つ連合系会派であれ、どの会派であれ、ほぼ全ては市長寄りの会派と言え、とにかく市長、市職員の方向性に対しては、賛成一辺倒になることが特徴として見られます。</p>		

本条例においても、自民党の指示など、どこ吹く風、であり、自民党が危惧した状態を選択した自民党系市議会になっていることは否定できないか、と考えます。

特に議会の過半数を占める安城創生会においては、なぜそうなるのか？自民党が作成した政策パンフレット「チョット待て！！“自治基本条例”～つくるべきかどうか、もう一度考えよう～」には、どのような理由で賛同できないかを詳しく明確に示して下さい。

さらに、数年前には、市内のいたるところに貼られた自民党のポスター（別添）に、顔写真と名前までを載せて自民党をアピールした議員さんも多くおられることから、有権者を惑わすようなことをされるのはいかがなものかと考えます。いかがでしょうか？

本議会には、今一度、二元代表制における議会の在り方及び方向性の確認をお願いいたします。

### 請願事項

自治基本条例の的確な理解、自由民主党の政策パンフレットの正しい理解などに従って、安城創生会の議員はもちろん、他会派の議員にも自民党が指摘する異端説等から成り立っている本条例の廃案（廃止）を求めます。

なお、前回の請願4通にて出されたような質問がある場合は、誠実に回答するつもりです。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに請願者に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由で、お寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスを明記願います。

(注)「廃案（廃止）」という表記についての説明。

法的に見た場合には、手続き上の瑕疵(もれ)により、本条例は法的には成立していないため「廃案」です。しかし、最初から合法的、という考え方で押し進め、市側も議会側も、自治基本条例は有効のままで法的には成立しているという主張しか繰り返さないため、「廃止」という言葉も括弧書きにしています。

要  
旨